

キハダ中西部太平洋 3. 漁業の管理

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 水産研究・教育機構 公開日: 2025-03-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 三谷, 卓美, 若松, 宏樹 メールアドレス: 所属:
URL	https://fra.repo.nii.ac.jp/records/2013760

3. 漁業の管理

概要

管理施策の内容 (3.1)

キハダ中西部太平洋を漁獲する大中型まき網漁業、遠洋、近海まぐろはえ縄漁業は大臣許可漁業であり、インプット・コントロールが導入されている。アウトプット・コントロールは導入されていない。SPC の科学専門グループによると、資源は乱獲状態の可能性が低く、漁獲努力が過剰でない可能性が高い。資源は中～低位、横ばいである。インプット・コントロールが実施されているが、資源を有効に制御できているとは評価できない (3.1.1 4 点)。テクニカル・コントロールは導入されているが、FAD 禁漁期間制限が緩和された (3.1.2 4 点)。はえ縄では、採捕してはならない魚種及び海亀や海鳥の保存措置のため、漁具の制限が決められている。また大中型まき網漁業では、ジンベエザメを視認した際は、付近での操業は禁止されている (3.1.3.1 5 点)。漁業構造改革総合対策事業において、燃油使用量の削減、低硫黄燃料の使用を漁業者団体が主導した (3.1.3.2 5 点)。

執行の体制 (3.2)

水産庁国際課がかつお・まぐろ漁業室を中心に、WCPFC、SPC と連携している。国際課かつお・まぐろ漁業室と管理調整課が大中型まき網漁業を、国際課かつお・まぐろ漁業室が遠洋、近海はえ縄漁業を指導、監督している。管理体制が確立し機能している (3.2.1.1 5 点)。農林水産大臣が命じたときは、オブザーバーを乗船させなければならない。ポジティブリストの掲載漁船で漁獲されたことの証明書等による輸入事前確認手続きは、水産庁に一元化された。日本が十分な監視体制にある中で、中西部太平洋カツオ・マグロ資源管理能力強化支援事業 (WCPFC) を実施している現状がある (3.2.1.2 4 点)。漁業法関連法、省令に違反した場合、免許、許可の取消しや懲役刑、罰金あるいはその併科となる (3.2.1.3 5 点)。WCPFC、SPC による管理目標、資源評価、管理措置等に従って、資源管理指針を見直し、省令等を改定してきたことを順応的管理に準ずる施策と評価した (3.2.2 4 点)。

共同管理の取り組み (3.3)

メバチ中西部太平洋を漁獲する漁業者は、大臣許可漁業者であるため全て公的に特定できる (3.3.1.1 5 点)。漁業者は業種別漁業協同組合、協会等の団体に所属し、多くの近海まぐろはえ縄漁業者は沿海漁業協同組合にも属している (3.3.1.2 5 点)。我が国の海洋生物資源の資源管理指針の下で漁業者は自主的に休漁等に取り組んでおり、海外まき網漁業協会等では、実効的な管理措置の実現に向けて漁業者団体自らが取りまとめ等している (3.3.1.3 4 点)。漁業構造改革総合対策事業において漁業者団体が課題をもって改革計画や実証事業を主導してきており、日本かつお・まぐろ漁業協同組合は日本かつお・まぐろ漁業協同株式会社を組織し、漁獲物の適正魚価の維持のため販売事業に当たっている (3.3.1.4 5 点)。自主的及び公的

管理への主体的な参画も進んでいる（3.3.2.1 4点 3.3.2.2 5点）。水産政策審議会資源管理分科会には利害関係者も参画しており、WCPFC の年次会合や科学委員会等へも NGO が参加している（3.3.2.3 5点）。

評価範囲

① 評価対象漁業の特定

キハダ中西部太平洋を漁獲する主要な漁業に限って特定すべきであるが、漁業・養殖業生産統計ではそれができないため、ここでは我が国による 2017 年のキハダ（東部太平洋、インド洋、大西洋を含む）漁獲量（農林水産省 2018a）について検討して、対象漁業種類を特定する。2017 年には本種は、大中型まき網 1 そうまき遠洋かつお・まぐろ漁業、大中型まき網 1 そうまき近海かつお・まぐろ漁業、遠洋まぐろはえ縄漁業、近海まぐろはえ縄漁業で主に漁獲されているため、これら漁業を評価対象とした。WCPFC から公表されている漁獲量（SPC 2018）を参照すると、太平洋海域において大中型まき網 1 そうまき遠洋かつお・まぐろ漁業の漁獲割合が大きいものの、その他の漁業種類でも一定の漁獲量を示しており、除くことはしなかった。

② 評価対象都道府県の特定

大中型まき網 1 そうまき遠洋かつお・まぐろ漁業では、宮城県、東京都、神奈川県、静岡県、三重県、新潟県、鳥取県、長崎県、大中型まき網 1 そうまき近海かつお・まぐろ漁業では、静岡県、遠洋まぐろはえ縄漁業では、宮城県、富山県、鹿児島県、近海まぐろはえ縄漁業では、宮崎県、沖縄県の漁獲量が多い。このためこれら都県、漁業種類を評価対象として特定する。以上の漁獲量で 2017 年の日本におけるキハダ漁獲量の 75%を占めている。

③ 評価対象漁業に関する情報の集約と記述

評価対象県の評価対象漁業について、以下の情報を集約する。

- 1) 許可証、および各種管理施策の内容
- 2) 監視体制や罰則、順応的管理の取組みなどの執行体制
- 3) 関係者の特定や組織化、意思決定への参画への共同管理の取組み
- 4) 関係者による生態系保全活動

3.1 管理施策の内容

3.1.1 インプット・コントロール又はアウトプット・コントロール

大中型まき網 1 そうまき遠洋かつお・まぐろ漁業、大中型まき網 1 そうまき近海かつお・まぐろ漁業（以上大中型まき網漁業）、遠洋まぐろはえ縄漁業（遠洋かつお・まぐろ漁業）、近海まぐろはえ縄漁業（近海かつお・まぐろ漁業）は大臣許可漁業である。インプット・コントロールが導入されている。アウトプット・コントロールは導入されていない。最新の資源評価は 2017 年に太平洋共同体事務局（SPC）の科学専門グループにより行われ、資源は乱獲状態の可能性が低く、漁獲努力が過剰でない可能性が高いとされているが、資源水準と動向は中～低位、横ばいである（佐藤 2019）。インプット・コントロールが実施されているが、資源を有効に制御していると評価できず、4 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
インプット・コントロールとアウトプット・コントロールのどちらも施策に含まれておらず、目標を大きく上回っている	.	インプット・コントロールもしくはアウトプット・コントロールが導入されている	.	インプット・コントロールもしくはアウトプット・コントロールを適切に実施し、漁獲圧を有効に制御できている

3.1.2 テクニカル・コントロール

大中型まき網 1 そうまき遠洋かつお・まぐろ漁業、大中型まき網 1 そうまき近海かつお・まぐろ漁業、遠洋まぐろはえ縄漁業、近海まぐろはえ縄漁業は指定漁業であり、農林水産大臣が事前にトン数や海域を公示し、漁業者からの申請を受けて操業許可証が発給されている。指定漁業の許可及び取締り等に関する省令により、大中型まき網漁業は島嶼国 EEZ 間公海での操業は規制されている。また、中西部太平洋条約海域における遠洋、近海かつお・まぐろ漁業によるメバチ、キハダの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止されている。南緯二十度以北、北緯二十度以南の中西部太平洋条約海域における大中型まき網漁業の操業（集魚装置(FAD)から一海里以内の海域におけるものに限る。）は、毎年指定期間内以外は禁止されている（農林水産省 2018c）。大中型まき網漁業では、FAD の禁漁期間が EEZ 内、公海でそれぞれ 2017 年以前の 4 か月、12 か月から 2018 年以降は 3 か月、5 か月に短縮された。FAD 個数は 2017 年以前の制限なしから 1 隻当たり常時 350 個以下にすることが、WCPFC で決められた（水産庁 2017a）。テクニカル・コントロールは導入されているが、FAD 禁漁期間制限の緩和がみられ、4 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
テクニカル・コントロールの施策が全く導入されていない	.	テクニカル・コントロールの施策が一部導入されている	.	テクニカル・コントロール施策が十分に導入されている

3.1.3 生態系の保全施策

3.1.3.1 環境や生態系への漁具による影響を制御するための規制

中西部太平洋条約海域においては、まき網投網前に視認されたジンベエザメから 1 海里以内の海域における操業が禁止されており（農林水産省 2018c）、また WCPFC ではジンベエザメ放流のためのガイドラインが採択され（WCPFC 2012）、何らかの原因で網に入ってしまった場合には生きたまま放流するよう漁業者に指導が行われている。遠洋かつお・まぐろ漁業者（浮きはえ縄を使用する者に限る。）は、農林水産大臣が別に定めて告示する海域において、我が国が締結した漁業に関する条約その他の国際約束を実施するために必要な漁具に関する制限として、当該海域ごとに農林水産大臣が別に定めて告示するものに違反して操業してはならないとされ、海亀の保存管理措置のための大型サークルフックのみの使用、海鳥の保存管理措置のための漁具の制限、などが告示されている（「指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第五十六条の二の規定に基づき、農林水産大臣が定める海域及び漁具に関する制限を定める件の一部を改正する件」及び「特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令第二十条の二の規定に基づき、農林水産大臣が定める漁具に関する制限を定める件の一部を改正する件」について）。近海かつお・まぐろ漁業者についてもこの規定を準用する。中西部太平洋条約海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるクロトガリザメ、ヨゴレの採捕は禁止されている。近海かつお・まぐろ漁業においても同様である。以上より、5 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
規制が全く導入されておらず、環境や生態系への影響が発生している	一部に導入されているが、十分ではない	.	相当程度、施策が導入されている	十分かつ有効に施策が導入されている

3.1.3.2 生態系の保全修復活動

遠洋まぐろはえ縄漁業では、省エネ運航の徹底、低燃費防汚塗料、新型プロペラの導入が進められ、また、冷凍機のインバーター、アンロード及び吸入制御等は新造船、既存船とともに導入可能で、燃油使用量 10%以上の削減効果があるため、導入が検討された（日本かつお・まぐろ漁業協同組合 2018）。漁場の広域化による消費燃油量の増加が進む近海まぐろはえ縄漁業でも、定周波発電装置の設置、低抵抗性塗料の使用及び、潮流計の設置による省エネ航行に努め、消費燃油量を抑制することを協会が主導している（全国近海かつお・まぐろ漁業協会 2015a）。大中型まき網 1 そうまき遠洋かつお・まぐろ漁業では、燃料冷却器を設置し潤滑性悪化を回避することにより、国際的な大気汚染対策として低硫黄燃料を使用できるようにした（海外まき網漁業協会 2018）。大中型まき網 1 そうまき近海かつお・まぐろ漁業では、船団の合理化と省エネ型漁船による燃料使用量の削減がなされている（静岡県旋網漁業者協会 2009）。以上より 5 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
生態系の保全・再生活動が行われていない	.	生態系の保全活動が一部行われている	.	生態系の保全活動が活発に行われている

3.2 執行の体制

3.2.1 管理の執行

3.2.1.1 管轄範囲

WCPFC が管理する中西部太平洋は、西経 150 度以西の太平洋である。この海域のキハダの最新の資源評価は太平洋共同体事務局（SPC）の科学専門グループにより行われ、2019 年の中西部太平洋尾まぐろ類委員会（WCPFC）年次会合において、目標管理基準値を策定することとされている（佐藤 2019）。水産庁国際課がかつお・まぐろ漁業室を中心に、これら地域漁業管理機関等と連携している。インドネシア、フィリピン、日本等がまき網、はえ縄等で漁獲している。大中型まき網 1 そうまき遠洋かつお・まぐろ漁業および大中型まき網 1 そうまき近海かつお・まぐろ漁業は大臣許可大中型まき網漁業として水産庁国際課かつお・まぐろ漁業室、管理調整課で指導、監督している。遠洋、近海まぐろはえ縄漁業は遠洋、近海かつお・まぐろ漁業として水産庁国際課かつお・まぐろ漁業室で指導、監督している。これら漁業者団体としては、大中型まき網漁業では海外まき網漁業協会、北部太平洋まき網漁業協同組合連合会等、はえ縄漁業では全国遠洋かつお・まぐろ漁業者協会、日本かつお・まぐろ漁業協同組合、また、全国近海かつお・まぐろ漁業協会に所属し、その多くは沿海漁業協同組合にも参画する。以上のように管理体制が確立されており、5 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
対象資源の生息域がカバーされていない	.	生息域をカバーする管理体制はあるが、十分には機能していない	.	生息域をカバーする管理体制が確立し機能している

3.2.1.2 監視体制

水産庁では適切な資源管理及び漁業秩序の維持等のため、2018 年に漁業取締本部を設置し漁業取締体制を強化し（水産庁 2018a）、取締の対処の在り方として、国際機関等との連携による違反操業の防止等を挙げている（水産庁漁業取締本部 2019）。遠洋海域における国際漁業の監視のために、主に水産庁照洋丸、東光丸、白竜丸が出動している。マグロ関連の公海操業等の操業漁船にのみ義務付けられていた衛星船位測定送信機の設置と常時作動について、2017 年の前回一斉更新に際してすべての大臣許可漁船へ義務付けることとなった

（水産庁 2017b）。大中型まき網漁業、遠洋、近海かつお・まぐろ漁業では、農林水産大臣が中西部太平洋条約を実施するため必要があると認めたオブザーバーを乗船させることを命じたときは、中西部太平洋オブザーバーを乗船させなければならない（農林水産省 2018c）。オブザーバーの 100%乗船が海外まき網漁船に義務付けられており（中前 2013）、乗船手配は団体の資源管理に係る主要な業務となっている（海外まき網漁業協会 2019）。漁獲成績報告書の提出は 100%である。まぐろ資源の保存及び管理の強化を図るための所要の措置を講じ、もってまぐろ漁業の持続的な発展とまぐろの供給の安定に資することを目的として制定された「まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法（平成八年六月二十

一日法律第百一号)」第 10 条に基づくポジティブリストの掲載漁船で漁獲されたことの証明書等による冷凍まぐろ類等の輸入事前確認手続きについては、水産庁で一元化が 2018 年 4 月 1 日から開始されている（水産庁国際課 2019）。また外国漁船の寄港国としては、港湾における検査を拡大し、国際連合食糧農業機関や関係諸国との情報交換及び連携等を通じ、違法な漁業を防止するための国際的な取組に協力している。我が国においても平成 29 年度に、寄港国の効果的な措置の実施により、IUU（違法・無報告・無規制）漁業を防止・抑止・排除するための違法漁業防止寄港国措置（PSMA）協定の効力が発生している（水産庁 2017c）。以上、十分な監視体制にある。ただし、日本は途上国カツオ・マグロ漁業管理能力強化支援事業の中で中西部太平洋カツオ・マグロ資源管理能力強化支援事業（WCPFC）を実施し、太平洋島嶼国（特に PNA 諸国）における人材育成や制度の改善等を行うことにより、漁業管理措置の円滑・確実な実施を支援してきている（農林水産省 2018b）。このような現状があり、WCPFC の範囲では十分に有効に監視体制が機能しているかは確定できず、最高点を配点することは控え、4 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
監視はおこなわれていない	主要な漁港の周辺など、部分的な監視に限られている	.	相当程度の監視体制があるが、まだ十分ではない	十分な監視体制が有効に機能している

3.2.1.3 罰則・制裁

漁業法関連法令に違反した場合、許可の取消しや懲役刑、罰金あるいはその併科となる。罰則規定としては有効と考えられる。以上より 5 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
罰則・制裁は設定されていない	.	罰則・制裁が設定されているが、十分に効果を有しているとはいえない	.	有効な制裁が設定され機能している

3.2.2 順応的管理

WCPFC、SPC による資源評価、管理措置に従って、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令等を改定してきた。高度回遊性魚類資源及び公海等における海洋生物資源については、国が資源管理指針を示しており、魚種毎に資源管理目標を定め、漁獲する漁業種類ごとに取り組むべき資源管理措置を策定している。指針は、資源状況及び漁業実態の変化等を踏まえ毎年少なくとも 1 回見直すこととし、より実情に即した最適な資源管理を実現することとしている（水産庁 2018b）。管理機関、関係機関による資源評価、管理措置等に従って資源管理指針を見直し、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令等を改定してきた。これを順応的管理に準ずる施策と評価し、4 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
モニタリング結果を漁業管理の内容に反映する仕組みがない	.	順応的管理の仕組みが部分的に導入されている	.	順応的管理が十分に導入されている

3.3 共同管理の取り組み

3.3.1 集団行動

3.3.1.1 資源利用者の特定

大中型まき網、遠洋、近海まぐろはえ縄漁業は大臣許可漁業であり、このためキハダ中西部太平洋を対象に操業する漁業者はすべて特定できる。以上より 5 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
実質上なし	5-35%	35-70%	70-95%	実質上全部

3.3.1.2 漁業者組織への所属割合

大中型まき網 1 そうまき近海かつお・まぐろ漁業者は、北部太平洋まき網漁業協同組合連合会等に、また操業海域を兼ねる場合は、海外まき網漁業協会にも所属している。大中型まき網 1 そうまき遠洋かつお・まぐろ漁業者は、海外まき網漁業協会に所属している。遠洋まぐろはえ縄漁業者は、全国遠洋かつお・まぐろ漁業者協会、日本かつお・まぐろ漁業協同組合に所属している。近海まぐろはえ縄漁業者は、全国近海かつお・まぐろ漁業協会に所属し、沿海の漁業協同組合にも所属している場合が多い。全ての漁業者が漁業者組織に所属している。以上より 5 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
実質上なし	5-35%	35-70%	70-95%	実質上全部

3.3.1.3 漁業者組織の管理に対する影響力

中西部太平洋では、WCPFC において、資源は過剰な利用状態ではなく、漁獲圧も低いと評価されている。いずれの海域においても資源の維持を図るためには、漁獲圧をこれ以上に増やさないようにする必要があるとされている。きはだ又はかつおを利用する海外まき網漁業者にあつては、資源に与える影響を抑えるため、地域漁業管理機関の保存管理措置等の公的措置を遵守するほか、自主的措置として、休漁の措置に重点的に取り組む必要があり（水産庁 2018b）、漁業者団体では作成した資源管理計画で休漁を実施している（水産庁 2014）。まあじ、まいわし、さば類、するめいか、くろまぐろ又はかつお等を利用する大中型まき網漁業にあつては、資源を管理目標に従って回復、維持又は増大させるため、漁獲可能量、制限又は条件等の公的措置を遵守するほか、自主的措置として、休漁の措置に重点的に取り組む必要があり（水産庁 2018b）、漁業者団体では作成した資源管理計画で休漁を実施している（水産庁 2014）。めばち、きはだ又はめかじきを利用する遠洋まぐろはえ縄漁業者にあつては、資源の維持・回復を促進するため、地域漁業管理機関の保存管理措置等の公的措置を遵守するほか、自主的措置として、休漁の措置に重点的に取り組む必要がある（水産庁 2018b）とされ、漁業者団体では作成した資源管理計画に基づき休漁を実施している（水産庁 2014）。また、めばち、きはだ又はめかじきを利用する近海まぐろはえ縄漁業者にあつては、同様に

地域漁業管理機関の保存管理措置等の公的措置を遵守するほか、自主的措置として、休漁の措置に重点的に取り組む必要がある（水産庁 2018b）とされ、漁業者団体で作成した資源管理計画に即して休漁を実施している（水産庁 2014）。漁業者組織の漁業管理活動が一定の影響力を有した上で、実効的な管理措置の実現に向けて漁業者団体自らが取りまとめ等している（OPRT・責任あるまぐろ漁業推進機構 2018, 日本かつお・まぐろ漁業協同組合等 2018）ことを勘案して、4点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
漁業者組織が存在しないか、管理に関する活動を行っていない	.	漁業者組織の漁業管理活動は一定程度的影響力を有している	.	漁業者組織が管理に強い影響力を有している

3.3.1.4 漁業者組織の経営や販売に関する活動

大中型まき網1 そうまき遠洋かつお・まぐろ漁業では、漁業構造改革総合対策事業において、海外まき網漁業協会(2018)は、海外まき網漁業地域プロジェクトⅢとして資源管理・労働環境型改善型漁船の計画的・効率的導入の実証事業を主導している。海外まき網漁業協会(2016)は、海外まき網漁業地域プロジェクトⅡとして既存船活用による収益性回復の実証事業を主導している。海外まき網漁業協会(2013)は、海外まき網漁業地域プロジェクトとして改革型漁船計画を主導している。上記計画ではいずれも、枕崎、山川、焼津港への水揚げ、安定供給を計画している。海外まき網漁業協会(2012)は、かつお枕崎地域プロジェクトとしてミクロネシア合弁事業の実証事業を主導している。海外まき網漁業協会(2009)は、山川地域プロジェクトとしてパプアニューギニア合弁事業の実証事業を主導している。大中型まき網1 そうまき近海かつお・まぐろ漁業では、静岡県旋網漁業者協会(2009)は、静岡県旋網漁業地域プロジェクトとして経営の維持・安定が可能となる収益性の向上と地元港を中心とした水揚げ流通体制の再構築を主導した。漁業構造改革総合対策事業において、日本かつお・まぐろ漁業者協会は、遠洋かつお・まぐろ地域プロジェクト塩釜（遠洋かつお一本釣り漁業）として改革船導入による実証事業を主導した(日本かつお・まぐろ漁業協同組合 2017)。日本かつお・まぐろ漁業者協会は、遠洋かつお・まぐろ地域プロジェクト焼津③（遠洋かつお一本釣り漁業）として改革型漁船導入実証事業を主導した(日本かつお・まぐろ漁業協同組合 2016a)。日本かつお・まぐろ漁業者協会は、遠洋かつお・まぐろ地域プロジェクト尾鷲（遠洋かつお一本釣り漁業）として収益性改善事業実証を主導した（日本かつお・まぐろ漁業協同組合 2016b）。日本かつお・まぐろ漁業協同組合は、日本かつお・まぐろ漁業協同株式会社を組織し、漁獲物の販売と適正魚価の維持のため販売事業に当たっており（日本かつお・まぐろ漁業協同組合 2019）、結果は十分とは言いがたいが活動は評価できる。漁業構造改革総合対策事業において、全国近海かつお・まぐろ漁業協会は、近海かつお・まぐろ地域プロジェクト（変更）（日南・南郷地区別部会：近海まぐろ延縄漁業）として改革型漁船導入の実証事業を主導した（全国近海かつお・まぐろ漁業協会 2015b）。以上のように漁業者組織が全面的に経営や販売に関する活動をしており、5点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
漁業者組織がこれらの活動を行っていない	.	漁業者組織の一部が活動を行っている	.	漁業者組織が全面的に活動を行っている

3.3.2 関係者の関与

3.3.2.1 自主的管理への漁業関係者の主体的参画

WCPFC の年次会合、SPC 等の会合にかつお・まぐろ漁業者団体の代表者が出席している。また、WCPFC 関連島嶼国との日キリバス漁業協議、日ソロモン漁業協議、日パプアニューギニア漁業協議、日ミクロネシア漁業協議にも出席している。関連漁業者団体はすべての会合に出席している訳ではないが、海外まき網漁業協会、全国近海かつお・まぐろ漁業協会、全国遠洋かつお・まぐろ漁業者協会、日本かつお・まぐろ漁業協同組合から複数の団体が対応している。地域漁業管理機関の年次会合は 5 日程度、2 国間協議は 2, 3 日程度の会期となる。それぞれの団体は漁業問題等を協議する理事会、総会を持っている。関係組織の会合もあり、年間 12 日以上 24 日未満の会議参加日数はあると考えられる。以上より 4 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
なし	1-5日	6-11日	12-24日	1年に24日以上

3.3.2.2 公的管理への漁業関係者の主体的参画

日本海・九州西広域漁業調整委員会には、漁業者代表として鳥取県等の大中型まき網 1 そうまき遠洋かつお・まぐろ漁業者、近海まぐろはえ縄漁業者が所属する那覇地区漁業協同組合長が、委員として選出され出席している（水産庁 2019a）。また、多くの近海まぐろはえ縄漁業者が存する県から、県互選委員が参画している（水産庁 2019a, 水産庁 2019b）。水産政策審議会資源管理分科会には、多くの近海まぐろはえ縄漁業者が所属する沿海漁業協同組合の上部組織である全国漁業協同組合連合会から理事が、また東京都の大中型まき網 1 そうまき遠洋かつお・まぐろ漁業者、宮城県の遠洋まぐろはえ縄漁業者が、それぞれ委員として出席している（水産庁 2019c）。適切に参画していると評価し、5 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
実質上なし	.	形式的あるいは限定的に参画	.	適切に参画

3.3.2.3 幅広い利害関係者の参画

本種は TAC 魚種ではないが高度回遊性魚種として地域漁業機関で管轄される魚種であり、水産政策審議会資源管理分科会では、資源管理指針に記載する魚種として話題となるようになっている。この分科会には、委員、特別委員として水産や港湾の海事産業で働く船員等で組織する労働組合や釣り団体、流通業者、世界自然保護基金ジャパンからも、委員が参画している（水産庁 2019c）。WCPFC の年次会合や科学委員会へも、NGO が参加している。ほぼすべての主要な利害関係者が効果的に関与していると評価する。以上より 5 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
実質上なし	.	部分的・限定的には関与	.	ほぼすべての主要な利害関係者が効果的に関与

引用文献

- 海外まき網漁業協会（2009）山川地域プロジェクト改革計画 http://www.fpo.jf-net.ne.jp/gyoumu/hojyojigyo/01kozo/nintei_file/H210707_yamakawa.pdf, 2019/07/31
- 海外まき網漁業協会（2012）かつお枕崎地域プロジェクト改革計画 http://www.fpo.jf-net.ne.jp/gyoumu/hojyojigyo/01kozo/nintei_file/H241213_kaimaki_katuo_makurazaki.pdf, 2019/07/31
- 海外まき網漁業協会（2013）海外まき網漁業地域プロジェクト改革計画（改革型漁船）
http://www.fpo.jf-net.ne.jp/gyoumu/hojyojigyo/01kozo/nintei_file/H280308_kaimaki_hennkou.pdf, 2019/07/31
- 海外まき網漁業協会（2016）海外まき網漁業地域プロジェクトII改革計画（既存船活用型）
http://www.fpo.jf-net.ne.jp/gyoumu/hojyojigyo/01kozo/nintei_file/H280902_122_kaimaki_2.pdf, 2019/07/31
- 海外まき網漁業協会（2018）海外まき網漁業地域プロジェクトIII改革計画, http://www.fpo.jf-net.ne.jp/gyoumu/hojyojigyo/01kozo/nintei_file/H300605_kaimaki_3.pdf, 2019/07/31
- 海外まき網漁業協会（2019）事業内容 www.kaimaki.or.jp/service.html, 2019/07/31
- 中前 明（2013）海外まき網漁業-現状と可能性- 水産振興（543）.東京水産振興会
http://www.suisan-shinkou.or.jp/promotion/pdf/SuisanShinkou_543.pdf, 2019/07/31
- 日本かつお・まぐろ漁業協同組合（2016a）遠洋かつお一本釣漁業プロジェクト改革計画書（焼津③） http://www.fpo.jf-net.ne.jp/gyoumu/hojyojigyo/01kozo/nintei_file/H280902_123_enkatu_yaidu3nikkatu.pdf, 2019/07/31
- 日本かつお・まぐろ漁業協同組合（2016b）遠洋かつお一本釣漁業プロジェクト改革計画書（改革型漁船（尾鷲）） http://www.fpo.jf-net.ne.jp/gyoumu/hojyojigyo/01kozo/nintei_file/H280308_enkatu_owase.pdf, 2019/07/31
- 日本かつお・まぐろ漁業協同組合（2017）遠洋かつお一本釣漁業プロジェクト改革計画書（塩釜） http://www.fpo.jf-net.ne.jp/gyoumu/hojyojigyo/01kozo/nintei_file/H290207_enkatu_siogama.pdf, 2019/07/31
- 日本かつお・まぐろ漁業協同組合（2018）遠洋まぐろ延縄漁業プロジェクト気仙沼VII
http://www.fpo.jf-net.ne.jp/gyoumu/hojyojigyo/01kozo/nintei_file/H300307_enmaguro_H26:J26kesennuma7.pdf, 2019/07/31
- 日本かつお・まぐろ漁業協同組合（2019）組織概要
<https://www.japantuna.net/association/#outline>, 2019/07/31
- 日本かつお・まぐろ漁業協同組合、全国遠洋かつお・まぐろ漁業者協会、全国近海かつお・

- まぐろ漁業協会、OPRT・責任あるまぐろ漁業推進機構（2018）太平洋メバチ資源回復に向けて水産庁へ要望－WCPFCにおいて実効的な管理措置の実現に向けた主導的役割を一、<http://www.oprt.or.jp/pdf/press20181105.pdf>, 2019/07/31
- 農林水産省（2018a）平成 29 年漁業・養殖業生産統計（概数）
- 農林水産省（2018b）途上国カツオ・マグロ漁業管理能力強化支援事業
http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokkyo/oda30/attach/pdf/h30oda_kettei-28.pdf, 2019/07/31
- 農林水産省（2018c）指定漁業の許可及び取締り等に関する省令 https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=338M50010000005&openerCode=1, 2019/07/31
- OPRT・責任あるまぐろ漁業推進機構（2018）中西部太平洋メバチ資源の適正な管理実現へ
<http://www.oprt.or.jp/pdf/press20181031.pdf>, 2019/07/31
- 佐藤圭介（2019）13 キハダ 中西部太平洋 Yellowfin Tuna, *Thunnus albacares*、平成 30 年度国際漁業資源の現況、水産庁・国立研究開発法人 水産研究・教育機構。
[kokushi.fra.go.jp/H30/H30_13.pdf](http://www.kokushi.fra.go.jp/H30/H30_13.pdf), 2019/07/31
- 静岡県旋網漁業者協会（2009）静岡県旋網漁業地域プロジェクト改革計画書,http://www.fpo.jf-net.ne.jp/gyoumu/hojyojigyo/01kozo/nintei_file/H220331_shizuoka%20makiami.pdf, 2019/07/31
- SPC（2018）WCPFC Tuna Fishery Yearbook 2017 – Excel files, <https://www.wcpfc.int/doc/wcpfc-tuna-fishery-yearbook-2017-excel-files>
- 水産庁（2014）水産資源の状況及び資源管理施策の現状について（1）我が国における資源評価と資源管理施策について、<http://www.jfa.maff.go.jp/j/kanri/other/pdf/data4-1.pdf>, 2019/07/31
- 水産庁（2017a）水産政策審議会資源管理分科会配布資料 WCPFC（中西部太平洋まぐろ類委員会）「年次会合」の結果について
<http://www.jfa.maff.go.jp/j/council/seisaku/kanri/attach/pdf/171212-3.pdf>, 2019/07/31
- 水産庁（2017b）平成 29 年「指定漁業の許可等の一斉更新」についての処理方針
<http://www.jfa.maff.go.jp/j/council/seisaku/kanri/attach/pdf/170406-9.pdf>, 2019/07/31
- 水産庁（2017c）「違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業を防止し、抑止し、及び排除するための寄港国の措置に関する協定」（違法漁業防止寄港国措置協定）の加入書の寄託について http://www.jfa.maff.go.jp/j/press/kokusai/170519_16.html, 2019/07/31
- 水産庁（2018a）漁業取締本部の設置について
<http://www.jfa.maff.go.jp/j/kanri/torishimari/attach/pdf/torishimari2-3.pdf>, 2019/07/31
- 水産庁（2018b）我が国の海洋生物資源の資源管理指針
<http://www.jfa.maff.go.jp/form/attach/pdf/kanri-5.pdf>, 2019/07/31
- 水産庁（2019a）第 33 回日本海・九州西広域漁業調整委員会配付資料 日本海・九州西広域漁業調整委員会 委員名簿
http://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/s_kouiki/nihonkai/attach/pdf/index-108.pdf, 2019/07/31
- 水産庁（2019b）第 30 回太平洋広域漁業調整委員会配付資料 太平洋広域漁業調整委員会 委員名簿 www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/s_kouiki/taiheiyo/attach/pdf/index-91.pdf, 2019/07/31

水産庁（2019c）水産政策審議会 第 95 回 資源管理分科会 配付資料 水産政策審議会 資源管理分科会 委員名簿 <http://www.jfa.maff.go.jp/j/council/seisaku/kanri/attach/pdf/190605-2.pdf>, 2019/07/31

水産庁漁業取締本部（2019）漁業取締方針
<http://www.jfa.maff.go.jp/j/kanri/torishimari/attach/pdf/torishimari2-24.pdf>, 2019/07/31

水産庁国際課（2019）まぐろ類の輸入について <http://www.jfa.maff.go.jp/j/enyou/tuna/>, 2019/07/01

「指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第五十六条の二の規定に基づき、農林水産大臣が定める海域及び漁具に関する制限を定める件の一部を改正する件」及び「特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令第二十条の二の規定に基づき、農林水産大臣が定める漁具に関する制限を定める件の一部を改正する件」について（web で参照できない, 2019/07/31）

WCPFC（2012）Conservation and Management Measure on the protection of whale sharks from purse seine operations, <https://www.wcpfc.int/doc/cmm-2012-04/conservation-and-management-measure-protection-whale-sharks-purse-seine-operations>, 2019/07/31

全国近海かつお・まぐろ漁業協会（2015a）近海かつお・まぐろ地域プロジェクト改革計画書 http://www.fpo.jf-net.ne.jp/gyoumu/hojyojigyo/01kozo/nintei_file/H271007_hyuga_maguro.pdf, 2019/07/31

全国近海かつお・まぐろ漁業協会（2015b）近海かつお・まぐろ地域プロジェクト改革計画書（日南・南郷地区別部会：近海かつお一本釣り漁業②）http://www.fpo.jf-net.ne.jp/gyoumu/hojyojigyo/01kozo/nintei_file/H270205_nitinan.pdf, 2019/07/31